

郵便料の割引、教科書・学習書の無償給与、修学奨励金の貸付 ～通信制の課程の高等学校に通う生徒への様々な支援制度～

通信制の課程の高等学校に通う生徒に対する様々な支援制度があります。主なものを紹介していきます。

1 郵便料の割引

通信制の課程の高等学校での学習に欠かせないものの一つに添削課題（レポート）があります。添削課題の提出方法には、学校へ直接持参する方法と郵送で提出する方法の二つがあります（添削指導の詳細は5－3参照）。

添削課題を郵送で提出する場合、第四種郵便物としての適用を受けることができるため、学校が用意している専用の封筒を使えば、100gまでは15円で出すことができます（100gを超え1kgまでは100g増すごとに10円増となります）。通常の定形郵便物が110円（50gまで）かかるのと比べるとかなりの負担軽減になります。

もちろん面接指導（スクーリング）のときに学校へ直接持参し提出すれば、郵送代もかかりません。

2 教科書・学習書の無償給与

通信制の課程（及び定時制の課程）の高等学校で学ぶ生徒の経済的負担を軽減するため、教科書・学習書が無償で給与される制度があります。

広島県教育委員会のHPでは、給与の対象者と主な要件については次のようになっています。

区分		内容
対象者		卒業を目的として在学する有職生徒のうち給与を希望する者で、当該年度において2以上の教科・科目を履修し、かつそのための教科書及び学習書を購入する者
主な要件	単位	2年次生は14単位以上、3年次生以上は28単位以上修得していること
	就労状況	定職に就いている者及び1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就いている者

（出典：広島県教育委員会 HP をもとに作成）

3 修学奨励金の貸付

通信制の課程（及び定時制の課程）の高等学校で学ぶ勤労青少年の修学を促進するため、修学奨励金の貸付の制度があります。

広島県教育委員会のHPでは、貸付の対象者と主な要件については次のようになっています。

区分		内容
対象者 (主な要件)	単位	① 4年間で卒業できる学習計画を有していること ② 年間履修単位数が18単位以上であること ③ 2年次生は14単位以上、3年次生は28単位以上修得していること。4年次生については、42単位以上修得し、当該年度に卒業が見込まれること
	就労状況	年間90日以上就労

（出典：広島県教育委員会 HP をもとに作成）

この制度の対象者となるためには、上記の単位や就労状況などに加え、収入上限、学校長の推薦や他の奨学金との併給禁止などの要件も満たすことが必要となりますが、「高等学校を卒業したとき」には返還が免除となる便利な制度です。

※「2」と「3」の制度は、通信制の課程だけではなく定時制の課程の高等学校に通う生徒にも適用されます。これらの制度の詳細については、広島県教育委員会のHP (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/621686.pdf>) または当該課程の高等学校のHPを参照してください。